

資 料

井原地区消防組合規約

昭和 48 年 3 月 27 日
岡山県指令地第2053号許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、井原地区消防組合(以下「組合」という。)という。

(組織)

第2条 この組合は、井原市及び矢掛町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)
- (2) 液化石油ガスの充てんの許可等に関する事務
- (3) 煙火に関する火薬類の消費許可等に関する事務
- (4) 高圧ガスの製造の許可(コンビナートの事業所内に係るものを除く。)等に関する事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、井原市七日市町3216番地に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、10人とする。

2 組合議員は、議会においてその市町議会の議員の中から次のとおり選挙する。

井原市 7人

矢掛町 3人

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 関係市町の長は、前2項の規定により組合議員の選挙が行われたときは、直ちにその組合議員の住所、氏名、生年月日、選挙の日、その他必要な事項を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、その組合議員の属する関係市町の議会の議員の任期による。

第3章 執行機関

（執行機関の組織及び選任の方法）

第7条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。

2 管理者は、関係市町の長が互選する。

3 副管理者は、管理者に選出された者以外の関係市町の長及び管理者の属する市町の副市町長をもって充てる。

（任期）

第8条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長及び副市町長の任期による。

（監査委員）

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議員の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

（監査委員の事務を補助する職員）

第10条 監査委員の事務を補助する職員は、管理者の属する市町の監査委員の事務局の職員又は監査委員の事務を補助する職員をもってこれに充てる。

（会計管理者）

第10条の2 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

（職員）

第11条 組合に消防吏員その他の職員を置く。

2 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の規定によるもののほか、職員は管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

第4章 組合の経費

（経費の支弁方法）

第12条 組合の経費は、関係市町の分担金、手数料その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金は、毎年度地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定した基準財政需要額のうち、消防費に係る額の算定の基礎となった人口(同法第13条の規定により補正された後の人口)に応じて関係市町が分担する。

3 前項の規定にかかわらず、関係市町の要請に基づく特別の事業の実施に係る経費については、当該関係市町に賦課することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。
(経費支弁の特例)
- 2 組合に対し地方交付税の交付が行なわれた年度においては、第12条の規定にかかわらずその算定結果に基づき関係市町の分担金の額を調整することができる。
- 3 第12条の規定にかかわらず、平成16年度庁舎建設に伴う井原消防署及び井原市消防団の施設整備に要する経費については、井原市の全額負担とし、庁舎全体に占める面積割により積算した額とする。
- 4 第12条第2項の規定にかかわらず、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)第48条の規定による算定方法の特例(以下「算定特例」という。)が適用される関係市町においては、同令第49条の規定により算出する基準財政需要額のうち、消防費に係る額の算定の基礎となった人口(同条第3項の規定により補正された後の人口)を用いるものとする。ただし、次の各号に掲げる年度においては、算定特例が適用された場合の算定の基礎となった人口から算定特例が適用されない場合の算定の基礎となった人口を差し引いた数値に当該各号に定める割合を乗じた人口(小数点未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)と、算定特例が適用されない場合の算定の基礎となった人口との合計人口を用いるものとする。
 - (1) 平成27年度 0.9
 - (2) 平成28年度 0.7
 - (3) 平成29年度 0.5
 - (4) 平成30年度 0.3
 - (5) 平成31年度 0.1
- 5 前項の規定は、算定特例が改正された場合においては、適用しない。

附 則 (昭和50年2月7日組合格約第1号)

この規約は、昭和50年2月1日(岡山県知事の許可のあった日)から施行する。ただし、第4条を改正する規定は、昭和49年10月28日から適用する。

附 則 (昭和57年11月8日組合格約第1号)

この規約は、昭和57年11月1日(岡山県知事の許可のあった日)から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日県指令井地振地第2号)

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成6年7月20日県指令井地振第49号)

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年7月17日)

この規約は、平成15年7月19日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日県指令井地振総第412号）

（施行期日）

- 1 この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年3月1日前において、改正前の井原地区消防組規約第5条の規定により各市町から選出され現に在任している組合議員は、同条第1項及び第2項の改正規定にかかわらず、その任期の末日まで引き続き在任する。

附 則（平成18年3月30日組合告示第2号）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日県指令備中局地第803号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日県指令備中局地第962号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。